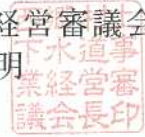


令和 7 年 7 月 1 4 日

西郷村長 高橋 廣志 様

西郷村上下水道事業経営審議会  
会長 柴崎 直明



適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日付け 5 上下第 6 5 1 号で諮問のあった事項について、  
本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

# 適正な下水道使用料の在り方について 答申書

令和 7 年 7 月

西郷村上下水道事業経営審議会

## 1 はじめに

西郷村の公共下水道事業は、市街化の進展に伴う公共用水域の水質保全等を目的に昭和62年から整備を進め、白河市との共同利用施設である白河都市環境センターは平成6年より供用開始、また、平成9年から農業集落排水事業を供用開始している。以来、健康で快適な生活環境の実現と河川の水質保全のために下水道事業の普及及び拡張に取り組んできた。

しかし、供用開始から30年以上経過し、整備区域拡大とともに既存施設の維持管理と今後迎える老朽化等に伴う更新へ向けて転換時期を迎えている。

一方、使用者の節水志向の高まりや今後の人口減少の影響により水需要が、減少傾向にあることから下水道使用料（以下、使用料という。）についても大幅な減収が見込まれ、経営環境は更に厳しさを増していくものと予想される。

令和2年度には、経営の健全化を図るべく地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計へ移行するとともに『西郷村下水道事業経営戦略【改定版】令和5年度～令和14年度』に沿った事業を計画的に推進してきた。

公営企業会計への移行から6年目を迎えるが、一般会計からの多額の税金による赤字補てん（以下、繰入金という。）に依存するなど厳しい経営状況が続いており、国の求める最低限行うべき経営努力の水準を確保できていない状況である。

このような状況を踏まえて、令和5年11月27日（5上下第651号）に西郷村長より、諮問を受けた適正な下水道使用料の在り方について、下水道事業運営上の課題を整理するとともに4回の審議会を通じて様々な観点から、慎重かつ丁寧な審議、検討を重ねここに結論を得たのでその結果を答申するものである。

## 2 下水道事業における課題

- ・**独立採算性が原則だが、一般会計への依存度が高い**
- ・**総務省の最低限の基準に、現在の使用料単価が達していない**

本村は、地勢的要因から集落が点在しているため、管路の敷設延長が長く、建設費が高額となり、また、平坦な土地で終末処理場までの距離があり中継ポンプ場の数がより多く必要になるという課題があったものの、健康で快適な生活環境の実現と河川の水質保全向上のために従前から先行して下水道の整備普及に積極的に取り組んできた。

その結果、令和5年度末時点で本村の下水道普及率は**86.19%**となっており、県内平均の**62.40%**に比して高い水準となっている。

一方、その維持管理費には莫大な費用を必要とし、借入金返済額が多い状況となっており、将来の施設更新時期には大きな影響を与えることが想定される。

将来世代の負担軽減の観点からも効果的な事業方式の見直しや当該返済額の減少に努める必要がある。

また、下水道事業は、利用者からの下水道使用料で事業運営に必要な汚水処理を賄う『独立採算制』の原則に基づいて経営を行うよう地方公営企業法に定められている。

しかしながら、事業運営に係る費用を下水道使用料で賄っておらず、本来は教育や福祉など本村の行政施策の財源として活用されるべき一般会計から繰入金投入することにより、使用料収入の不足分を補っている状況にある。

このため、適切な使用料の設定見直しを行い繰入金の削減に努めなければならない。

### 3 下水道使用料の在り方について

#### 改定（値上げ）が必要である

西郷村の使用料は、平成6年の供用開始以降、30年間、消費税改定による使用料の改定を除いて、一度も改定を行うことなく下水道サービスの提供に努めてきた。

下水道事業に係る経費の負担区分は、『雨水公費・汚水私費』が原則とされており、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係る経費は公費（税金）で賄い、汚水に係る経費は大部分を使用者の使用料により負担するもの（私費）とされている。

令和5年度決算に基づく使用料単価は、**146円23銭／ $\text{m}^3$** と国が目標としている**150円／ $\text{m}^3$ 、20 $\text{m}^3$ ／月**の使用料、**月額3,000円**を下回るだけでなく経費回収率は、**93.95%**で**100%**を大きく割込む状況となっている。

これは、下水道事業の経営は使用料収入をもって充てなければならないという独立採算制の原則の観点からも好ましくない状況であり、使用料の改定は避けられないものと判断する。

当審議会は、こうした経営状況を勘案し、使用料改定を行うことが必要であるとの結論に至った。西郷村下水道事業経営戦略では計画期間である令和5年度から令和14年度までの10年間に2回の使用料改定を行い、**経費回収率100%**を達成することを目標とする。

### 4 下水道使用料の算定期間について

#### 令和8年度から令和12年度までの5年間

令和8年度に下水道使用料を改定するものとし、今回の算定期間は、中長期的な視点から西郷村下水道事業経営戦略に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間とした。

下水道使用料算定の基本的な考え方（日本下水道協会）としては、事業環境、施設建設・更新等の進捗度合い等の事情により異なるが、期間が長すぎると予測の精度が低くなるため、一般的には3年から5年程度に設定することが適切であるとされている。

このため、安定した経営を図るため、状況に応じて、算定期間見直しが必要となることも想定される。

## 5 改定率について

### 平均13.1%

下水道使用料の改定率については、使用者の負担軽減とともに一般会計からの繰入金の低減を図り、下水道事業の経営を安定的に継続できる水準を維持することを目標に審議を行った。

現行の使用料体系を基に推計算定した使用料収入では、使用料算定期間の5年間に必要となる繰入金が約4億円（**年間8,000万円**）となる結果となった。

この繰入金を解消し、使用料収入で汚水処理に要する費用を賄うためには、現行より**34%以上**の改定を行う必要があるが、**平均34%以上**の改定とした場合使用者への影響が大きいことから、使用者に対する負担の軽減を図るため段階的な改定が必要であると判断をした。そのため、今回の改定率は、**平均13.1%**とすることが妥当であるとの結論に至った。

なお、この改定によって5年間で約1億5千万円（**年間3,000万円**）の繰入金が増減される見込みである。

## 6 下水道使用料について

### (1) 基本使用料について

基本使用料は、これまでの使用料体系と同じ**10m<sup>3</sup>/月**の基本水量を含む金額として設定した。

また、基本使用料は使用料対象経費のうち、人件費等、使用水量の増減に関わらず施設の維持管理に固定的にかかる費用を全額賄えることが理想とされる。しかし、現行ではこのうち**34%**しか賄えておらず、これを解消するには基本使用料を**7,000円程度**とする必要があるが、この改定は使用者への影響が大きく実現は難しいと考えられる。

ただし、将来人口の減少予測から使用料収入の減少が見込まれる中、固定的費用を賄うとともに経営の安定を図るには、基本使用料の金額を段階的に高めていくことも必要である。このため、今回の改定では、隣接市の水準も考慮し、**2カ月あたり2,500円（100円増）**と設定をした。

### (2) 従量使用料について

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は、多くの地方公共団体及び近隣市町村で採用されており、下水道事業の経営の安定性を確保するために有効であることから継続することとした。

また、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を従前どおり、継続することとした。

今回の改定では、基本使用料及び水量区分における従量使用料の引上げ率を**均等に19.5%**とし、使用者間の公平性を維持する結論に至った。

### (3) 使用料体系について(改定案)

| 現行及び改定後の下水道使用料                          |        | (2ヶ月:税抜き) |       |
|-----------------------------------------|--------|-----------|-------|
| 区分                                      | 現行     | 改定後       | 現行との差 |
| 基本使用料(20 <sup>m</sup> まで)               | 2,400円 | 2,500円    | 100円  |
| 従量使用料(1 <sup>m</sup> につき)               |        |           |       |
| 20 <sup>m</sup> を超え 50 <sup>m</sup> まで  | 130円   | 155円      | 25円   |
| 50 <sup>m</sup> を超え100 <sup>m</sup> まで  | 140円   | 167円      | 27円   |
| 100 <sup>m</sup> を超え200 <sup>m</sup> まで | 160円   | 191円      | 31円   |
| 200 <sup>m</sup> を超えるもの                 | 180円   | 215円      | 35円   |

## 7 改定時期について

### 令和8年4月1日

下水道使用料改定にあつては、西郷村下水道使用料条例の改正後、改定内容や適用日など使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があるため、算定期間開始年度である令和8年4月1日に下水道使用料の改定を行うのが適切であると判断した。

また、改定時期を先送りするとなると使用料収入不足の影響がさらに大きくなり、経営状況の悪化が見込まれることから、次回以降の改定の割合が大きくなることが懸念される。

加えて、全国的にも老朽化を起因とした下水道管破損による道路陥没事故が多発している昨今の状況からも維持管理や老朽管更新、耐震化等の整備は、先送りできない状況と考える。

## 8. 付帯意見について

### (1) 使用者への周知・広報

独立採算制の原則により受益者負担の観点及び経営的な観点からも下水道使用料の改定が必要であると考え、昨今の物価高騰等の社会情勢変動の影響が家庭の水道光熱費の比率に大きく影響しているとの判断から、改定の時期及びその趣旨、内容について、使用者に十分に理解していただくために効果的な周知・広報活動を要望する。

### (2) 下水道の普及促進

下水道整備済区域内の未接続者に対しては、下水道への接続を積極的に促進するとともに水洗化の普及向上に努めること。

また、今後想定される高齢化や将来人口の減少が下水道事業に与える影響を考慮し、下水道区域の見直し等、事業のコンパクト化を視野に事業計画を

立てるなど慎重に検討されたい。

### **(3) 水需要の減少における基本料金の在り方**

使用料収入に占める基本使用料の割合が高いと一般的に収入の安定が図られるが、一般家庭における水道光熱費の負担は増加する傾向にある。今回の改定においては、現行の使用料体系に基づく基本使用料割合を維持することとした。

今後も負担のバランスに配慮しつつ水需要減少においても経営の安定化を図るべく慎重に検討されたい。

### **(4) 次回使用料の改定に向けて**

社会経済情勢に注視をするとともに使用者の負担に配慮するため、次回の使用料改定においても審議会を開催し、適正な使用料の在り方について検討されたい。

## **9 最後に**

本審議会では、諮問の趣旨である将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料の在り方について基本的な方向性を示したところである。

下水道は、衛生的な生活環境の整備と河川の水質保全などに寄与しており、人が住み続ける限り、快適な生活を送るうえで水道と併せて必要不可欠なインフラである。将来へ向け次の世代へ繋げ、継続していくことが前提であり、安定した経営基盤を構築することが求められている。

今後も引き続き『西郷村下水道事業経営戦略』に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら、経営基盤の強化に努めるとともに生活環境の更なる向上のため、下水道事業の一層の推進を切望する。

## 審議経過

| 項目          | 開催日時・場所                                                                                 | 審議事項等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【諮問】<br>第1回 | 令和5年11月27日<br>午後1時30分より<br><br>西郷村役場庁舎前<br>プレハブ会議室                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会への諮問</li> <li>・ 西郷村上下水道事業経営審議会の運営について</li> <li>・ 適正な下水道使用料の在り方について               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審議会開催の目的</li> <li>2. 審議会のスケジュールと審議事項</li> <li>3. 下水道の役割</li> <li>4. 西郷村の下水道事業と下水道使用料</li> <li>5. 事業の現状分析と課題</li> <li>6. 西郷村下水道事業経営戦略【改定版】</li> </ol> </li> </ul> |
| 第2回         | 令和6年8月22日<br>午後1時30分より<br><br>西郷村文化センター<br>第4研修室                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料の見直し方針               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道使用料の使い道（対象経費）</li> </ol> </li> <li>・ 使用料算定期間と改定率の基準設定               <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 適正な下水道使用料の見直し方</li> <li>3. 下水道使用料体系と収入の現状</li> </ol> </li> </ul>                                         |
| 第3回         | 令和6年11月27日<br>（午前の部）<br>午前10時00分より<br><br>（午後の部）<br>午後1時30分より<br><br>西郷村文化センター<br>第4研修室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設の見学（午前の部）<br/>白河都市環境センター（施設内見学）<br/>羽太地区排水処理施設 ※施設外観案内<br/>追原地区排水処理施設 ※施設外観案内</li> <li>・ 使用料改定（案）について（午後の部）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回質問事項等の説明及び回答</li> <li>2. 使用料対象経費と収入の分析</li> <li>3. 下水道使用料改定案の検討</li> </ol> </li> </ul>                               |
| 第4回         | 令和7年3月4日<br>午後1時30分より<br><br>西郷村文化センター<br>第1研修室                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議結果まとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1回審議会からの振り返りを<br/>ふまえた審議結果のまとめ</li> </ol> </li> <li>・ 答申に向けて<br/>（適切な下水道使用料の在り方について）</li> </ul>                                                                                                                               |
| 【答申】<br>第5回 | 令和7年7月14日<br>午後2時00分より<br>西郷村役場 村長室                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会答申書の提出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 西郷村上下水道事業経営審議会委員名簿

(令和5年11月27日から令和7年11月26日)

| 役職  | 区分                         | 氏名    | 備考                     |
|-----|----------------------------|-------|------------------------|
| 会長  | 識見を有する者                    | 柴崎 直明 | 福島大学 理工学群共生システム理工学類 教授 |
| 委員  | 識見を有する者                    | 市川 正人 | 株式会社東邦銀行<br>新白河支店長（後任） |
| 委員  | 識見を有する者                    | 寺島 由和 | 株式会社東邦銀行<br>新白河支店長（前任） |
| 委員  | 識見を有する者                    | 渡辺 文雄 | 地区：折口原                 |
| 委員  | 水道、公共下水道又は<br>農業集落排水施設の利用者 | 池田 有次 | 地区：間の原                 |
| 委員  | 水道、公共下水道又は<br>農業集落排水施設の利用者 | 高橋ひろ子 | 地区：大平上                 |
| 委員  | 水道、公共下水道又は<br>農業集落排水施設の利用者 | 佐藤 厚潮 | 地区：下新田                 |
| 副会長 | 水道、公共下水道又は<br>農業集落排水施設の利用者 | 近藤 徹  | 地区：羽太（農排）              |
| 委員  | 水道、公共下水道又は<br>農業集落排水施設の利用者 | 藤田 昭男 | 地区：追原（農排）              |
| 委員  | その他村長が必要と<br>認める者          | 長岡 邦子 | 西郷くらしの会                |
| 委員  | その他村長が必要と<br>認める者          | 森 秀樹  | 西郷村商工会 理事              |